公益社団法人日本ハング・パラグライディング連盟
会員会費規約

（趣旨）
第１条　公益社団法人日本ハング・パラグライディング連盟（以下「ＪＨＦ」という。）は、ＪＨＦ定款第７条に基づき、会費による組織運営を図るためこの規約を定める。

（目的）
第２条　この規約はＪＨＦが各会員の会費によって、ＪＨＦの事業、組織運営が円滑になされＪＨＦの目的を達成するため、健全な会計予算を確立することを目的とする。

（会費の金額）
第３条　会費の金額は、次の通りとする。
（１）正会員
１年会費　　２０，０００円
（２）フライヤー会員
１年会費　（郵便振替）　７，０００円
１年会費　（自動振替）　７，０００円
３年会費　（郵便振替）　２１，０００円
（３）賛助会員
１年会費　　２０，０００円

（会費の納入方法）
第４条　会費の納入方法は、次の通りとする。
（１）正会員会費、賛助会員会費の納入は原則金融機関による振込みとする。その場合の手数料は納入者が負担する。
（２）フライヤー会員会費の納入は郵便振替、集金代行サービスによるコンビニエンスストアでの振込、集金代行サービスによる自動振替とする。ただし、郵便振替手数料は納入者の負担とし、集金代行サービスによる手数料は納入者の一部負担とする。
（３）現金での会費の収受は行わない。
（４）ＪＨＦの特に認めた法人または個人は、代行納入することができる。

（会費の返金）
第５条　原則として納入された会費は、理由の如何にかかわらず返金しない。ただし、理事会の承認があれば返金することができる。

（領収書）
第６条　郵便振替で納入された会費の領収書は、郵便局で発行される郵便振替領収書をもって替える。
２　集金代行サービスで納入された会費の領収書は、その振込み領収書をもって替える。

（会計報告）
第７条　ＪＨＦ会長は、各会員に会計報告をしなければならない。

２　会計報告は年度の決算書とし、ウェブサイト等に掲載することによって報告に替えることができる。

（改廃）
第８条　本規約を改廃する場合は、総会の議決を得なければならない。

附則
この規約はＪＨＦの公益社団法人設立登記のあった日（２０１１年４月１日）から施行する。
この規約の改正は２０２０年９月２日ＪＨＦ総会において制定し２０２１年４月１日より発効する。